

令和 5 年第 1 回大多喜町議会定例会

5 月会議会議録

令和 5 年 5 月 9 日 開会

令和 5 年 5 月 9 日 散会

大 多 喜 町 議 会

令和五年 第一回定例会〔五月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔五月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔五月会議〕

大多喜町議会議録

令和五年 第一回定例会〔五月会議〕

大多喜町議会議録

令和5年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録目次

第 1 号 （5月9日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	1
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
報告第1号の上程、説明	5
報告第2号の上程、説明	8
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第40号の上程、説明、質疑、採決	11
休会について	13
散会の宣告	13
署名議員	15

第 1 回大多喜町議会定例会 5 月会議

(第 1 号)

令和5年第1回大多喜町議会定例会5月会議会議録

令和5年5月9日（火）

午後 3時00分 開議

出席議員（12名）

1番	渡 辺 善 男 君	2番	麻 生 勇 君
3番	野 村 賢 一 君	4番	末 吉 昭 男 君
5番	根 本 年 生 君	6番	吉 野 僖 一 君
7番	山 田 久 子 君	8番	渡 辺 八寿雄 君
9番	山 口 定 夫 君	10番	森 久 君
11番	吉 野 一 男 君	12番	渡 邊 泰 宣 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	平 林 昇 君	副 町 長	西 郡 栄 一 君
総 務 課 長	麻 生 克 美 君	企 画 課 長	米 本 敏 克 君
財 政 課 長	君 塚 恭 夫 君	税 務 住 民 課 長	西 川 栄 一 君
健康福祉課長	長 野 国 裕 君	農 林 課 長	秋 山 賢 次 君
環境水道課長	小 高 一 哉 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 原 幸 男	書 記	佐 藤 さおり
---------	---------	-----	---------

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 3 報告第 2号 専決処分の報告について

日程第 4 議案第 39 号 令和 5 年度大多喜町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 40 号 令和 5 年度大多喜町水道事業会計補正予算（第 1 号）

◎開議の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 皆さん、こんにちは。

本日は、令和５年第１回議会定例会５月会議を招集しましたところ、議員各位をはじめ、町長及び執行部職員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

また、去る５月５日14時42分、能登半島沖を中心とした大地震が発生しました。被災されました皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに、早期の復旧を心よりお祈り申し上げます。

ただいまの出席議員は12名全員です。したがって、会議は成立しました。

本日、５月９日は休会の日ですが、議事の都合により、令和５年第１回大多喜町議会定例会を再開いたします。

これより５月会議を開きます。

（午後 ３時００分）

◎行政報告

○議長（渡邊泰宣君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（平林 昇君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

令和５年第１回議会定例会５月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げさせていただきます。

本日は、令和５年第１回議会定例会５月会議を招集いたしましたところ、議長をはじめ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告につきましては、お手元に配付させていただきました報告書のとおりでございますので、これによりご了承いただきたいと思います。

国の先月の月例経済報告では、景気は一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直しているとされております。先行きについてはウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されておりますけれども、世界的な金融引締めなどが続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、加えて物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分に注意をする必要があるとされております。

また、昨日５月８日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが５類感染症に変更されま

した。日常における基本的な感染対策につきましては、法律に基づく国の様々な要請や関与する仕組みから、個人や事業者の選択を尊重し、その判断に委ねることが基本となりました。

本町におきましても、国や県からの情報などを十分勘案しながら、今後も役場の窓口業務については当分の間マスクを着用し、お客様の動向等を注視しながら場面に応じた対応をする予定でございますので、議員の皆様におかれましてもご理解を賜りたいと存じます。

さて、本日は令和5年度がスタートして初めての会議事件でございますが、専決処分の報告が2件、そして国の決定した食料等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する特別給付金と集会施設建て替えに係るコミュニティ育成事業の一般会計補正予算、水道事業会計の補正予算の議案を提出させていただいておりますので、各議案ともに十分にご審議を賜り可決くださいますよう、心からお願い申し上げまして行政報告とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（渡邊泰宣君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会3月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りしました印刷物によりご了承願いたいと思います。

次に、監査委員から、3月24日及び4月25日に実施しました例月出納検査の結果の報告がなされています。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

次に、3月22日、令和5年第1回国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。この件につきまして、1番渡辺善男君から報告をお願いします。

1番渡辺善男君。

○1番（渡辺善男君） 議長の指名をいただきましたので、私から報告をさせていただきます。

去る3月22日、いすみ医療センターにおきまして、国保国吉病院組合議会定例会が開催されました。本町におきましては渡邊泰宣議員、そして根本年生議員、渡辺善男3名が出席をいたしました。

提出されました議案等につきましては、お手元に配付の書類のとおりでございます。全議案とも全会一致、全員賛成において可決、決定いたしました。

なお、会議の終了後、病院長の話がありまして、その中で令和3年度、4年度につきましては県からの補助金等が多額に入りましたので、会計外収益によって収支が保たれていまし

たけれども、令和5年度においての見込みについてはまだちょっと不安定なところがあるということで、病院の方もいち早く通常に戻すような形で、医師、そして看護師、その他技師の手当てをして通常に早く戻るようにということで、努力するという旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、5月会議につきましては、審議期間は本日1日とします。

お配りしてあります議事日程に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊泰宣君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

11番 吉 野 一 男 君

1番 渡 辺 善 男 君

を指名します。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（渡邊泰宣君） 日程第2、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告願います。

税務住民課長。

○税務住民課長（西川栄一君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

議案つづり1ページをお開きください。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

次のページをお願いいたします。

大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定について。

初めに、提案理由等についてご説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和５年３月31日にそれぞれ公布され、原則として令和５年４月１日から施行されることになり、これに伴い大多喜町税条例の一部を改正する必要が生じたため、令和５年３月31日に専決処分をしましたので報告するものでございます。

次に、今回の改正の概要をご説明いたします。

国税となる森林環境税が住民税と合わせて賦課徴収されることによる所要の改正、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例措置及び優良住宅地の造成等に係る土地長期譲渡所得の特例措置の延長、法人町民税及びたばこ税の納付書の様式の追加、大規模な修繕を行ったマンションに対する固定資産税の特例規定の整備、災害に係る固定資産税の特例を受けるための申告等に係る規定の整備及び軽自動車税の種別割、環境性能割に係る特例の見直しなどが行われました。

それでは本文に入りますが、改正条文の朗読は割愛させていただき、改正内容の説明のみとさせていただきます。

大多喜町税条例の一部を改正する条例。

大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

「第34条の９第２項中」から４行下の「改める」までの改正は、住民税所得割額から控除できなかった配当控除額等を森林環境税にも充当できるようにしようとするものでございます。

次の「第36条の３の２第５項中」から、このページの最後の行までの改正は、給与所得者の扶養控除申告書の内容について、前年度に申告した内容と異動がないときは、異動がない旨を記載した申告ができるようにするとともに、改正による引用条項のずれの見直しをするものでございます。

次のページをお願いいたします。

「第38条の見出し中」から、次のページの２行目までの改正は、森林環境税が導入され個人住民税の均等割の納税義務者から賦課徴収されることに伴う所要の改正、特別徴収した個人住民税の納付書に新たな様式が追加されたほか、字句の見直しを行うものでございます。

次の「第48条第１項及び第13項中」から４行下の「前項」に改める」までの改正は、法人町民税の納付書に新たな様式を追加し、字句の見直しを行うものでございます。

次の「第82条第1号ニ中」以下の改正は、原動機付自転車に係る三輪以上のものの規格の見直しに伴う改正となります。

また、3行下の「第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中」以下の改正は、たばこ税の納付書に新たな様式を追加しようとするものでございます。

2行下の「附則第8条第1項中」以下の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和9年度まで延長しようとするものでございます。

2行下の「附則第10条中」以下の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例措置が令和5年3月31日で終了することに伴う改正となります。

2行下の「附則第10条の2第3項中」から、次のページをお願いいたします。下から3行目までの改正は、改正による引用条項のずれの見直しと大規模な修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の特例措置が新設され、減額の割合及び減額を受けるための申請方法を規定するものでございます。

次の「附則第10条の4第2項及び第10条の5第2項中」から、7ページをお願いいたします。7ページの中段、「附則第15条の2を削る。」の前までの改正になります。これは平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例を、令和5年度分及び令和6年度分についても適用し、さらに令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例を新たに設けようとするものでございます。

次の「附則第15条の2を削る。」から次のページの中段より下の「附則第16条の2第1項中」の改正まで、これは軽自動車税の環境性能割の非課税及び税率の特例の廃止、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、軽自動車税の環境性能割と種別割の納税不足額を徴収する際に加算する割合の引上げ、軽自動車税の種別割の税率の特例の適用期間の延長等を行うものでございます。

次の「附則第17条の2第1項及び第2項中」及び2行下の「附則第25条中」の改正は、優良住宅地の造成等に係る土地長期譲渡所得の課税の特例期間を令和8年度まで延長する改正及び改正に伴い規定の整備を行うものでございます。

次の附則につきましては、施行期日、経過措置を定めたものです。

以上で、大多喜町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の説明及び報告とさせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） これで報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（渡邊泰宜君） 日程第3、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告をお願いします。

農林課長。

○農林課長（秋山賢次君） 議案つづり11ページをお開きください。

報告第2号 専決処分の報告についてをご説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

この報告第2号は、令和5年1月11日、大多喜町石神地先において発生した車両事故の損害賠償の額を定める専決処分となります。

この損害賠償の額を定めることにつきましては、令和5年1月11日の午後5時頃、大多喜町石神143番地4、ファミリーマート大多喜石神店の駐車場内において、農林課職員運転の公用車が駐車枠から駐車場内の走行スペースに出るため、後方を確認し、車両を後退させ、駐車枠から駐車場内の走行スペースに走行を始めたところ、相手方が運転する車両が走行スペースを走行しており、双方ともに相手方の車両に気づかず走行したため衝突したものです。

被害の状況は、相手方の車両は進行方向右側のドア2枚の擦れ及びへこみが発生し、公用車においては進行方向右側のテールランプの破損及びリアバンパーのへこみが発生しました。この事故によるけが人はいませんでした。

本件の車両事故に伴う損害賠償につきましては、町が加入しております全国自治協会自動車損害共済にて、過失割合が相手方20%、町側80%の割合で修繕等に要する費用の損害賠償額が既に示談成立しており、その専決処分の内容を報告するものであります。

それでは、専決処分の本文に入らせていただきます。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり公用車事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

1、相手方、千葉県夷隅郡大多喜町三又1358番地1、末吉町子。

2、事故の概要、令和5年1月11日午後5時頃、ファミリーマート大多喜石神店駐車場内で公用車を後退させる際に、公用車右側リアバンパーと相手方車両右側ドアが衝突し、損害を与えた。双方ともに相手の車両に気づかず走行したため衝突した。

3、損害賠償額27万9,768円。

今後、このような事故が起こらないよう、安全運転の徹底に努めてまいります。

以上で、損害賠償の額を定めることについて専決処分のご報告を終わらせていただきます。

○議長（渡邊泰宣君） ご苦労さまでした。

これで、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊泰宣君） 日程第4、議案第39号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（君塚恭夫君） 議案第39号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）の説明をさせていただきます。

議案つづり13ページをご覧ください。

令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,053万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,294万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは次に、事項別明細書により説明をさせていただきますので、3枚めくって18、19ページをお開きください。

2、歳入、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金478万4,000円の増額補正は、今回の子育て世帯生活支援給付金に係る事業費と事務費の補助金でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目4ふるさと創生基金繰入金25万5,000円の増額補正は、鍛冶区の集会施設建て替えに係るコミュニティ育成事業補助金へ充当するものでございます。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金229万5,000円の増額補正は、収支の均衡を図るため、前年度繰越金を充てたものでございます。

款21諸収入、項5雑入、目2雑入1,320万円の増額補正は、鍛冶区の集会施設建て替えに係る一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業助成金でございます。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。

3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目8諸費1,575万円の増額補正は、鍛冶区の集会施設建て替えに対する補助金で、コミュニティ助成事業補助金は一般財団法人自治総合センターの助成事業で宝くじの社会貢献広報事業として実施するもの、コミュニティ育成事業補助金は集会施設建て替えに対する町の補助金でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費478万4,000円の増額補正は、食料等の物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯に対する給付金の支給に要する費用で、職員手当等は職員の時間外勤務手当、役務費は郵便料と口座振込手数料、委託料は支給事務に必要なシステム改修委託料、給付の対象及び金額は住民税非課税世帯など低所得の子育て世帯の18歳以下の児童など1人当たり5万円で、対象者を90人と見込んだものでございます。支給については、国のガイドラインでは5月以降なるべく早期としており、大多喜町では5月末の支給を予定しているところでございます。

なお、この給付金事業に要する費用は全額国費負担となっております。

以上で、議案第39号 令和5年度大多喜町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番渡辺八寿雄君。

○8番（渡辺八寿雄君） 1点お伺いしたいと思います。

子育て世帯臨時特別給付金との関係でありますけれども、18歳以下の子供たちに1人当たり5万円を支給するという事をお伺いいたしました。これ児童扶養手当を受給するひとり親世帯ですとか、住民税非課税世帯でいわゆる2人世帯、2人親世帯、こういう方々が対象となるのでしょうか。

○議長（渡邊泰宣君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（長野国裕君） 今回、こちらに予算を計上させていただいた分については、令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した方プラス、それ以外で家計急変等、住民税非課税相当の収入となった方が対象となっております。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊泰宣君) 異議なしと認めます。

これから議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(渡邊泰宣君) 挙手全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、採決

○議長(渡邊泰宣君) 日程第5、議案第40号 令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(小高一哉君) それでは、議案第40号 令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。

議案つづり33ページをお開きください。

本文に入ります前に、提案理由のご説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、上瀑の伊藤地区にあります横山浄水場の取水施設であります横山3号井戸のくみ上げる水量の確保に伴う導水管布設工事と、横山3号井戸から調圧水槽までの既存導水管が埋設されている道路の未登記部分について、用地を取得するための費用が主なものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

令和5年度大多喜町水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、令和5年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第1号)は次に定めるところによ

る。

資本的収入及び支出、第2条、下の表をご覧ください。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,533万9,000円増額し、総額を1億4,230万8,000円とするものです。

詳細につきましては、令和5年度水道事業会計補正予算積算基礎資料によりご説明いたしますので、36、37ページをお開きください。

支出、目1取水施設費の補正予定額1,508万4,000円の増額は、先ほどご説明しましたとおり、上瀑の伊藤地区にあります横山浄水場の取水施設であります横山3号井戸の取水量を確保するために、横山3号井戸から調圧水槽までの間、約350メートルの間に直径10センチの導水管を布設するための材料と工事の費用、及び既存の導水管や電気ケーブルが埋まっている道路の未登記部分を取得するために係る用地測量業務と分筆登記事務などによる増額となります。

続きまして、目4固定資産取得費の補正予定額25万5,000円の増額は、先ほどご説明した既存導水管等が埋まっております道路の未登記部分取得による増額となります。

以上で議案第40号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番野村賢一君。

○3 番（野村賢一君） 早期発見で大変よかったと思います。この工事はなるべく今年の、これから需要期に入りますね、それに間に合うかどうか、課長のほうからその辺も工事の見通しを聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊泰宣君） 環境水道課長。

○環境水道課長（小高一哉君） 今回、5月のこの補正予算に上げさせていただいたのは、やはり1年で一番水が必要とされる時期がお盆に大体集中しております。ですから、工期のほうはお盆前に完了したいというふうに考えまして、今回この議会のほうに提案させていただきました。

以上です。

○議長（渡邊泰宣君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

これから議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（渡邊泰宣君） 挙手全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（渡邊泰宣君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、明日10日から6月30日まで休会としたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊泰宣君） 異議なしと認めます。

よって、明日10日から6月30日まで休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（渡邊泰宣君） 本日はこれをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時34分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 渡 邊 泰 宣

署 名 議 員 吉 野 一 男

署 名 議 員 渡 辺 善 男